

令和6年第7回武蔵村山市教育委員会定例会議事日程

令和6年7月17日（水）

午前9時30分開議

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第38号 武蔵村山市防災食育センター設置条例の制定の申
出について
- 5 その他

議案第 38 号

武蔵村山市防災食育センター設置条例の制定の申出について

武蔵村山市防災食育センター設置条例の制定の申出について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和6年7月17日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池 谷 光 二

(提案理由)

武蔵村山市防災食育センターを新たに設置することに伴い、条例の制定の申出をする必要があるため、本案を提出します。

武教発第 号
令和 6 年 7 月 日

武蔵村山市長 山崎 泰大 殿

武蔵村山市教育委員会

市長部局所管の条例の制定について（申出）

このことについて、市長部局所管の条例の制定を下記のとおり整備する必要が生じたので、所要の事務手続を行っていただきますようお願いいたします。

記

1 制定する条例

武蔵村山市防災食育センター設置条例

2 制定の理由

武蔵村山市防災食育センターを新たに設置するため

3 条例案

別紙のとおり

武蔵村山市防災食育センター設置条例（案）

（目的）

第1条 武蔵村山市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づく災害時の応急給食及びその他防災に関する事業並びに学校給食法（昭和29年法律第160号）の規定に基づく学校給食及び食育に関する事業を円滑に実施するため、武蔵村山市防災食育センター（以下「防災食育センター」という。）を設置する。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害時 地域防災計画に基づき武蔵村山市災害対策本部（以下「本部」という。）が設置される期間及びこれに準ずるものとして市長が指定する期間をいう。
- (2) 平常時 災害時でない期間をいう。

（名称及び位置）

第3条 防災食育センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 武蔵村山市防災食育センター

位置 武蔵村山市榎三丁目30番地の1

（実施事業）

第4条 防災食育センターは、次に掲げる事業を行う。

(1) 防災に関する事業

ア 災害時における応急給食の実施及び食料に係る救援物資の受入れ（地域防災計画で他に定められているものを除く。）に関すること。

イ 平常時における応急給食物資の備蓄及び防災学習・啓発に関する

ること。

(2) 学校給食等に関する事業

ア 学校給食の実施に関すること。

イ 食育に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、災害時の食料供給等及び学校給食の普及充実並びに食育の推進に関し必要なこと。

(応急給食の対象)

第5条 防災食育センターが実施する応急給食の対象は、地域防災計画に基づき本部又は市長が決定する。

(学校給食の対象)

第6条 防災食育センターが実施する学校給食の対象は、武蔵村山市立の小学校に在学する全ての児童及びその職員等とする。

(管理運営)

第7条 防災食育センターの管理運営は、災害時には地域防災計画に基づき本部又は市長が、平常時には武蔵村山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行うものとする。

(運営委員会の設置)

第8条 平常時における学校給食を適正かつ円滑に実施するため、教育委員会の附属機関として、武蔵村山市学校給食運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会の組織及び運営に関し必要事項は、教育委員会が規則で定める。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 4 項の規定による廃止前の武蔵村山市学校給食センター設置条例（昭和 51 年武蔵村山市条例第 4 号。以下「旧条例」という。）第 5 条の規定により置かれた武蔵村山市学校給食運営委員会は、第 8 条の規定により置かれた運営委員会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 3 この条例の施行の際、現に旧条例第 5 条の規定に基づき委嘱された武蔵村山市学校給食運営委員会の委員である者は、この条例の施行の日に第 8 条の規定に基づき委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたとみなされる者の任期は、同条の規定にかかわらず、同日における旧条例第 5 条の規定により委嘱された武蔵村山市学校給食運営委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(武蔵村山市立学校給食センター設置条例の廃止)

- 4 武蔵村山市立学校給食センター設置条例は、廃止する。